

1. 件名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和3年8月18日 16時40分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官※、宮本主任安全審査官、
角谷安全審査官、土居安全審査専門職、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 環境保安グループマネージャー、他2名
発電管理室 部長、他9名※

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置変更許可申請について、提出資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。
 - 圧縮減容装置の設置に伴う基準の適用要否の確認において、既許可における各条文の設計方針への影響を整理して説明すること。
 - 圧縮減容装置の基準適合性について、適合方針を明確にするとともに、設置許可基準規則、同規則の解釈及び審査ガイドを踏まえ、整理して説明すること。
 - 既設の減容装置等を含む不燃性雑固体廃棄物の処理フローを整理して説明すること。
 - 周辺監視区域外の空気中濃度の評価において、既許可で用いた最新の気象データ等を踏まえ、整理して説明すること。
 - 圧縮減容装置の設置に伴い、仕分け作業及び切断作業に与える影響の有無について、整理して説明すること。

- (3) 日本原子力発電株式会社から、(2)について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料 (CVRD-1-001 改0)
- (2) 東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答整理表 (設置変更許可申請 圧縮減容装置) (CVRD-1-002 改1)

以上